

平成20年度決算に基づく県内市町村の  
健全化判断比率及び資金不足比率の状況  
(確定値)

平成21年11月

高知県総務部市町村振興課

## 1. 概要

- ・ 県内市町村で財政再生基準以上の団体はありません。
- ・ 県内市町村で早期健全化基準以上の団体は1団体（安芸市）です。
- ・ 県内市町村が経営する公営企業で経営健全化基準以上の会計は1会計です。

### 平成20年度決算に基づく県内市町村健全化判断比率(確定値)

(単位: %)

市町村名	実質赤字比率 (11.25%~15%)		連結実質赤字比率 (16.25%~20%)		実質公債費比率 (25%)		将来負担比率 (350%)	
	H20年度決算	H19年度決算	H20年度決算	H19年度決算	H20年度決算	H19年度決算	H20年度決算	H19年度決算
高知市	-	-	4.10	5.61	19.4	19.4	283.3	294.7
室戸市	-	-	6.09	8.25	17.6	17.2	191.4	218.2
安芸市	-	-	-	-	27.6	28.1	235.4	269.5
南国市	-	-	-	-	19.9	20.7	126.7	140.9
土佐市	-	-	-	-	10.6	11.7	40.8	47.8
須崎市	-	-	-	-	23.5	23.4	262.4	282.5
宿毛市	-	-	-	-	20.5	19.9	183.0	206.1
土佐清水市	-	-	-	-	20.1	19.8	207.0	210.0
四万十市	-	-	-	-	18.1	18.7	182.2	194.7
香南市	-	-	-	-	19.5	17.9	93.8	120.7
香美市	-	-	-	-	15.3	15.4	77.2	78.9
東洋町	-	-	-	-	18.7	18.3	101.5	116.4
奈半利町	-	-	-	-	18.7	19.8	-	-
田野町	-	-	-	-	15.3	18.9	-	-
安田町	-	-	-	-	20.1	19.0	-	-
北川村	-	-	-	-	12.4	14.0	-	-
馬路村	-	-	-	-	14.9	16.5	-	-
芸西村	-	-	-	-	13.5	13.0	-	-
本山町	-	-	-	-	20.2	22.4	75.5	60.1
大豊町	-	-	-	-	9.2	12.3	32.1	70.6
土佐町	-	-	-	-	17.3	18.5	35.6	65.1
大川村	-	-	-	-	15.5	18.6	16.4	26.6
いの町	-	-	-	-	18.5	19.0	24.7	29.9
仁淀川町	-	-	-	-	15.7	17.6	-	-
中土佐町	-	-	-	-	15.0	13.6	-	1.9
佐川町	-	-	-	-	16.7	16.3	17.7	29.4
越知町	-	-	-	-	16.1	16.4	51.9	55.6
橋原町	-	-	-	-	10.0	12.4	-	-
日高村	-	-	-	-	18.8	21.4	55.5	84.0
津野町	-	-	-	-	8.8	12.8	-	-
四万十町	-	-	-	-	17.5	16.8	80.1	77.8
大月町	-	-	-	1.32	14.3	18.0	164.6	153.4
三原村	-	-	-	-	22.5	22.7	105.2	126.9
黒潮町	-	-	-	-	13.6	13.6	60.9	66.8
県平均	-	-	-	-	18.2	18.5	158.0	171.7

注1 健全化判断比率名の下の括弧内は早期健全化基準です。

注2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」を記載しています。

注3 平成20年度決算に基づく実質公債費比率は平成18年度から平成20年度の3カ年平均です。

注4 実質公債費比率及び将来負担比率の県平均は加重平均です。

注5 高知市の平成19年度決算に基づく連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、高知市から修正報告がありましたので修正後の数値を記載しています。

注6 上記に伴い、平成19年度決算に基づく実質公債費比率の県平均を18.4%から18.5%に、将来負担比率の県平均を176.5%から171.1%にそれぞれ修正しています。

## 2. 実質赤字比率

- ・ 県内市町村で実質収支が赤字の団体はありません。
- ・ 県内市町村の実質収支は全体で4, 517百万円の黒字です。

## 3. 連結実質赤字比率

- ・ 連結実質収支が赤字の市町村は2団体（高知市、室戸市）で、昨年度から1団体（大月町）の減です。なお、連結実質赤字比率はいずれも早期健全化基準を下回っています。
- ・ 県内市町村の連結実質収支は全体で9, 577百万円の黒字です。

### 連結実質赤字比率

市町村名	H20決算	H19決算	増減数	H20の早期健全化基準
高知市	4.10%	5.61%	△1.51	16.25%
室戸市	6.09%	8.25%	△2.16	19.65%
大月町	—	1.32%	—	20.00%

※早期健全化基準は標準財政規模に応じ16.25%~20%

### 連結実質赤字の要因

#### 高知市

競輪事業6,998百万円の赤字、駐車場事業1,116百万円の赤字及び国民宿舎運営事業765百万円の赤字の影響

#### 室戸市

国民健康保険事業476百万円の赤字の影響

## 4. 実質公債費比率

- ・ 県内市町村の実質公債費比率の平均（加重平均）は18.2%で昨年度より0.3ポイント低下しています。
- ・ 実質公債費比率が18%以上になると、地方債の発行に許可が必要となりますが、本年度、新たに許可団体になった市町村は、1団体（香南市）です。一方、本年度、許可団体から協議団体（18%未満）になった市町村は、4団体（田野町、土佐町、大川村、大月町）です。その結果、許可団体は昨年度から3団体減の15団体となっています。
- ・ 実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以上の市町村は、1団体（安芸市）です。

	H20決算	H19決算	増減数
県平均（加重平均）	18.2%	18.5%	△0.3
18%以上団体数	15	18	△3
うち25%以上団体数	1	1	—

### 実質公債費比率低下の要因

ここ数年の新規発行債の抑制と平成19年度に実施した公的資金補償金免除繰上償還の影響による。

### 新たに18%以上となった市町村

香南市（17.9%→19.5%）

合併に伴う電算システム構築等の合併推進事業の元金償還が始まるなど、起債の償還がピークを迎えたことにより、本年度の実質公債費比率が上昇しています。

平成19年度から公的資金補償金免除繰上償還の実施や、平成21年度に民間資金の繰上償還の計画をするなど、公債費負担の軽減を図っており、実質公債費比率は現在をピークに減少し、平成23年度決算では18%未満になる見通しです。

### 25%以上の市町村

安芸市（27.6%）

実質公債費比率を押し上げた要因は、道路、農林漁業等の公共事業を長年実施したことに加え、住民の生活環境の向上のため、保育所、健康センター、公共下水道、駅舎整備、ごみ処理場、し尿処理場などの整備を積極的に推進してきたことによるものです。

公債費負担の増嵩を踏まえ、平成15年度末に「緊急財政健全化計画（アクションプラン）」を策定し、財政破綻を回避するために、徹底した行財政改革や収入確保対策に取り組むとともに、起債の発行抑制を行い、後年度の公債費負担の軽減を図るなど、計画的な取組を継続中です。

また、平成19年度から公的資金補償金免除繰上償還や、民間資金の任意の繰上償還を実施しており、平成20年度決算の実質公債費比率は、昨年度より0.5ポイント低下し、今後も急激に減少することが見込まれます。計画的な公債費管理が行われており、その効果が大きく現れ出す平成21年度決算以降は、25%未満になる見通しです。

## 5. 将来負担比率

- ・ 県内市町村の将来負担比率の平均（加重平均）は158.0%で昨年度より13.7ポイント低下しています。
- ・ 早期健全化基準（350%）以上の市町村はありません。

### 将来負担比率の段階別団体数

	市		町村		合計	
	H20	H19	H20	H19	H20	H19
300%以上の団体数	0	0	0	0	0	0
200%以上 300%未満の団体数	4	6	0	0	4	6
100%以上 200%未満の団体数	4	3	3	3	7	6
0%以上 100%未満の団体数	3	2	10	11	13	13
0%未満の団体数	0	0	10	9	10	9

### 将来負担比率算出に係る基礎数値

（単位：百万円）

	H20	H19	増減数
将来負担額 A	839,598	870,949	△ 31,351
地方債現在高	566,778	590,152	△ 23,374
債務負担行為に基づく支出予定額	4,210	5,157	△ 947
公営企業債等繰入見込額	135,978	135,921	57
組合等負担見込額	32,083	34,237	△ 2,154
退職手当負担見込額	78,572	80,929	△ 2,357
設立法人の負担額等負担見込額	17,339	18,563	△ 1,224
連結実質赤字額	3,679	5,031	△ 1,352
組合等連結実質赤字額負担見込額	959	959	0
充当可能財源等 B	549,147	560,857	△ 11,710
充当可能基金	102,748	98,298	4,450
充当可能特定歳入	20,315	23,231	△ 2,916
基準財政需要額算入見込額	426,084	439,328	△ 13,244
標準財政規模 C	230,251	227,415	2,836
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	46,477	46,822	△ 345
<b>将来負担比率 (A-B) / (C-D)</b>	<b>158.0%</b>	<b>171.7%</b>	<b>△13.7</b>

### 将来負担比率低下の要因

- ・ 新規発行債の抑制による地方債現在高の減（対前年度比△4.0%、△23,374百万円）
- ・ 充当可能基金の増（対前年度比+4.5%、+4,450百万円）

## 6. 資金不足比率

- ・ 資金の不足額のある会計は3会計で昨年度より2会計減少しています。
- ・ 経営健全化基準（20%）以上は1会計で昨年度より2会計減少しています。

### 資金不足比率

市町村名	特別会計名	H20決算	H19決算	増減数
高知市	下水道事業特別会計	—	0.0%	—
高知市	国民宿舎運営事業特別会計	238.0%	214.4%	23.6
四万十市	四万十市病院事業会計	—	4.0%	—
四万十市	四万十市と畜場会計	11.7%	33.1%	△21.4
大月町	大月町病院事業会計	11.7%	31.0%	△19.3

※平成19年度決算に基づく高知市の国民宿舎運営事業特別会計の資金不足比率について、高知市から修正報告がありましたので修正後の数値で記載しています。

### 経営健全化基準以上の会計

#### 高知市国民宿舎運営事業特別会計

高知市の国民宿舎運営事業は約26百万円の営業利益を計上していますが、施設整備にかかる起債償還が多額に上ることにより、資金不足比率が高くなっています。

現在、指定管理者制度の導入等による経営改善やスポーツ合宿の誘致等による収入の確保に努めていますが、平成21年度に経営健全化計画を策定するとともに、さらなる経営改善に努め、資金不足比率の低減に取り組む予定です。

また、同施設が高知市の観光に果たす役割などを考慮し、一般会計からの負担により経営改善を図っていくことについても検討しています。

## 【参考2】

# 健全化判断比率等について（解説）

## 1 健全化判断比率

### 実質赤字比率

一般会計等（一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### 実質公債費比率

一般会計等の実質的な公債費の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率で、公営企業の公債費への一般会計等からの繰出金や一部事務組合の公債費への負担金等も算入される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（3か年平均）

### 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

将来負担額：次の①～⑧の合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

## 2 早期健全化基準及び財政再生基準

平成 20 年度決算から、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。

また、健全化判断比率（将来負担比率を除く）のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を発行できない。

	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
②連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30%
③実質公債費比率	25%	35%
④将来負担比率	350%	—

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間（平成 21 年度から平成 23 年度）の経過的な基準（40%→40%→35%）が設けられている。

## 3 資金不足比率

公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

## 4 経営健全化基準

平成 20 年度決算から、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。

	経営健全化基準
資金不足比率	20%